

資料提供

日 時：令和5年11月22日

照会先：保健医療部健康推進課

がん・生活習慣病対策推進室 大川・相原

連絡先：029-301-3224（直通）

令和5年度第1回茨城県総合がん対策推進会議の開催について

本県では、「茨城県総合がん対策推進計画－第四次計画－」を専門的に評価・検討するため、茨城県医師会代表、がんに関する学識経験者、市民等により構成する「茨城県総合がん対策推進会議」を設置しています。

つきましては、下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。（一般傍聴とは別枠でご取材頂けます。）

記

1 日 時 令和5年11月28日（火） 17:00～19:00

2 方 式 WEB開催

3 議 題

(1) 茨城県総合がん対策推進計画等に係る報告・協議事項について

- ① 「茨城県総合がん対策推進計画－第四次計画－」の進捗評価（報告）
- ② 「茨城県総合がん対策推進計画－第五次計画－」素案について（協議）
- ③ 第8次茨城県保健医療計画（がん部分）の素案について（協議）
- ④ 今後のスケジュールについて（報告）

(2) その他の報告について

- ① 「がん診療連携拠点病院」の更新推薦について

4 その他

(1) 一般の傍聴について

傍聴は、会場で行います。

なお、会場の都合により定員は6名とさせていただきます。

また、傍聴いただけるのは議題（1）④までとなります。

① 申込方法

11月27日（月）12:00までに、以下のURLより「いばらき電子申請・届出サービス」にアクセスし、必要事項を入力の上お申し込みください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48995

② 傍聴会場

茨城県庁18階 1801会議室（水戸市笠原町978-6）

(2) 標記会議の設置要綱及び委員名簿は別添のとおり

「茨城県総合がん対策推進会議」設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県における総合がん対策推進計画（以下、「計画」という。）を専門的に評価・検討するため、「茨城県総合がん対策推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(構成、選任及び任期)

第2条 推進会議は、茨城県医師会代表、がんに関する学識経験者、一般市民（がん体験者を含む）をもって構成し、知事が選任する。

2 委員の任期は、2年間とする。

3 任期中に委員が変わった場合は、前任者の残りの任期とする。

(業 務)

第3条 推進会議は、次の事項について検討し知事に報告する。

(1) 計画の評価、推進方策に関すること。

(2) その他がん対策に関し必要なこと。

(議 長)

第4条 推進会議に議長を置く。

2 議長の選出は、構成員の互選による。

(会 議)

第5条 推進会議は、議長が主宰する。

2 推進会議は、必要に応じて専門部会を開催することができる。

3 推進会議は必要に応じ、参考人を招聘し意見を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議運営に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。

この要綱は、平成16年3月18日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県総合がん対策推進会議 委員名簿（委嘱期間：R4.4.1～R6.3.31）		
専門	氏名	役職
臨 床	山口 建	静岡県立静岡がんセンター 名誉総長兼理事
医学教育	関根 郁夫	筑波大学医学医療系腫瘍内科教授 筑波大学附属病院 総合がん診療センター 部長
緩和ケア	木澤 義之	筑波大学 医学医療系（緩和医療学） 教授
疫 学	片野田 耕太	国立研究開発法人 国立がん研究センター がん対策研究所 予防検診政策研究部 部長
県がん診療 連携拠点病院	島居 徹	茨城県立中央病院長
県医師会	鈴木 邦彦	茨城県医師会長
看 護	吉良 淳子	茨城県立医療大学 保健医療学部 看護学科 教授
県薬剤師会	横濱 明	公益社団法人茨城県薬剤師会長
がん体験者	山田 陽子	（患者代表）つくばピンクリボンの会